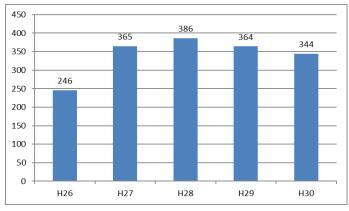
「光回線安く」契約注意

NTT東日本とNTT西日本が光回線サービスの卸売りを開始し、卸売りを受けた事業者(光コラボレーション事業者)が、さまざまな料金や契約形態で販売するようになってから5年がたちます。選択肢が増えた一方で、仕組みを理解しないまま契約し、トラブルになるケースが後を絶ちません。

- ▼電話で勧誘を受けた際、今よりも安くなると言われ光回線の契約先を変更したが、知らぬ間にさまざまなオプションを契約したことになっていて、料金が前より高額になった。(40代・女性)
- ▼契約中の大手通信事業者Aを名乗って電話があり「光コラボのご案内です。 今よりも千円ほど安くなります」と勧誘された。光コラボが何かよく分からな かったが、A社の契約プラン変更と思い手続きをしたら、全く別会社との契約 になっていた。(60代・男性)

光回線サービスの卸売りの仕組みは、光コラボレーション事業者や代理店など多くの関係者が存在するため、複雑です。最近は、携帯電話の通信サービスや電気・ガス契約と併せたセット割引なども増え、勧誘時の説明だけでは、契約内容を理解できません。勧誘されてもすぐには返事をせず、契約内容がよく分かる説明書を求め、勧誘された事業者名やサービス名、不要なオプションがついていないかなど、内容を十分確認してから契約するようにしましょう。



※県内の消費生活相談窓口に寄せられた光回線に関する 相談件数 なお、光コラボレーション事業者 の電気通信サービスには「初期契約 解除制度」の適用があり、契約書を 受領した日を初日とする8日の に、契約解除を行う旨の書面を事業 者に出すことで契約解除が可能で す。契約解除したいと思ったら、す ぐに事業者に申し出るようにしまし よう。

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、 マルチ商法などのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話、または面接 で受け付けています。

電話 058-277-1003

開設時間 平 日 8:30~17:00

土曜日 9:00~17:00 (電話相談のみ)

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188番 (いやや!)

※☎(局番なし)188番は、お住まいの市町村相談窓口又は県民生活相談センターにつながります。